

令和8年4月1日
国住参マ第304号

都道府県知事 あて
市区町村長 あて

国土交通省住宅局長
(公印省略)

マンション再生事業、マンション等売却事業、マンション除却事業及び敷地分割事業に係る税制上の特例措置に関する証明事務について

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）により、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）が改正され、また、それを踏まえてマンション再生事業（法第2条第1項第10号に規定するマンション再生事業をいう。以下同じ。）、マンション等売却事業（法第4条第2項第6号に規定するマンション等売却事業をいう。以下同じ。）、マンション除却事業（法第2条第1項第25号に規定するマンション除却事業をいう。以下同じ。）及び敷地分割事業（同項第28号に規定する敷地分割事業をいう。以下同じ。）に係る税制上の特例措置が新設・改正されることとなった。

この点、当該税制上の特例措置については、その適用に当たり、一定の事項について貴職の証明を要するものがあることから、当該証明事務及び当該証明事務に要する様式について、下記第1及び別添のとおり通知する。

なお、本通知をもって、住宅局長より通知した「マンション建替事業、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業に係る税制上の特例措置に関する証明事務について」（令和5年4月1日付け国住参マ第228号）は廃止する。

記

第1 税制上の特例措置の適用に当たり必要な証明事務

1 マンション再生事業及びマンション等売却事業のために土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）を譲渡し転出する者の譲渡所得に係る所得税率等の軽減措置等（別添1～5関係）

一定の要件を満たしたマンション再生事業及びマンション等売却事業のために土地等を譲渡する者が、その譲渡所得について所得税、法人税、道府県民税、市町村民税及び事業税の税率の軽減措置又は譲渡所得の特別控除の適用を受ける場合には、以下の証明事務が必要となる。

(1) マンション再生事業に係る証明事務

マンション再生事業における「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」（所得税）及び「土地の譲渡等がある場合の特

別税率」(法人税)の適用に当たっては、次のイ又はロの場合に応じた以下の要件を満たしている旨の貴職の証明がマンション再生事業の施行者(法第2条第1項第10号に規定する施行者をいう。以下同じ。)に対して必要となる(別添1・別添2関係)。

なお、マンション再生事業の施行者は、税制上の特例措置の適用を受けようとする者に対して、当該証明があったこと及び法第15条第1項若しくは第64条第1項の売渡し請求(以下「マンション再生事業による売渡し請求」という。)若しくは同条第3項の買取り請求(以下単に「買取り請求」という。)又は法第56条第1項の権利変換を希望しない旨の申出(以下単に「権利変換を希望しない旨の申出」という。)に基づいて買い取った旨を証する必要がある(参考1・参考3関係)。(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第31条の2第2項第10号、第62条の3第4項第10号、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第13条の3第1項第10号、第21条の19第2項第10号、地方税法(昭和25年法律第216号)附則第34条の2第1項、第5項、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第13条の3第1項)。

イ マンション再生事業による売渡し請求若しくは買取り請求又は権利変換を希望しない旨の申出により、マンション再生事業の用に供するため土地等(法第55条第1項第2号に規定する隣接施行敷地権(以下単に「隣接施行敷地権」という。)に係るもの及び同項第3号に規定する施行底地権(以下単に「施行底地権」という。)に係るものを除く。)を施行者に譲渡する場合(別添1関係)

当該マンション再生事業に係る再生後マンション(法第2条第1項第14号に規定する再生後マンションをいう。以下同じ。)の住戸の規模及び構造が平成26年国土交通省告示第1183号(以下「告示」という。)第1項第1号又は第2号に定める基準(※)のいずれかに適合するものであること。

(※) 告示(該当箇所抜粋)

- 1 租税特別措置法施行令第二十条の二第七項、第三十八条の四第十七項及び第四十二条の三第一項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。第二号及び次項において「法」という。)第二条第一項第十四号に規定する再生後マンション(以下この項において単に「再生後マンション」という。)の住戸の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - 一 再生後マンションの住戸の規模が、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号。次号及び次項において「施行規則」という。)第十五条第一項第一号に掲げるものであること。
 - 二 再生後マンションが施行規則第十五条第二項の規定の適用を受けるものであり、かつ、当該再生後マンションの住戸の規模及び構造が次のイ及びロに掲げるものであること。
 - イ 再生後マンションの各戸の専有部分(法第二条第一項第三十二号に規定する専有部分をいう。以下同じ。)の床面積の平均が、次の(1)から(5)までに掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める値以上で

あること。

(1) 法第七条第二号に規定する再生前マンション（以下この号において単に「再生前マンション」という。）に現に居住する施行規則第十五条第一項第一号に規定する単身者（以下この項及び次項において単に「単身者」という。）の居住の用に供する住戸 二十五平方メートル

(2) 滅失したマンション（法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。次項において同じ。）で同条第一項第十三号に規定する再建敷地の上に存していたもの（以下この号において「滅失マンション」という。）にその滅失の時に居住していた単身者の居住の用に供する住戸 二十五平方メートル

(3) 再生前マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、その者の有する再生前マンションの区分所有権（法第二条第一項第三十号に規定する区分所有権をいう。）又は敷地利用権（同項第三十五号に規定する敷地利用権をいう。）の価額を考慮して、再生後マンションの住戸の専有部分の床面積を四十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸 三十平方メートル

(4) 滅失マンションにその滅失の時に居住していた六十歳以上の者（単身者を除き、その者の有する敷地共有持分等（法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等をいう。）の価額を考慮して、再生後マンションの住戸の専有部分の床面積を四十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸 三十平方メートル

(5) (1)から(4)までに掲げる住戸以外の住戸 四十平方メートル

ロ 再生後マンションの住戸の構造が、各戸の界壁（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十八条の二に規定する耐力壁である界壁を除く。第三項第二号において同じ。）の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。

ロ 法第2条第1項第11号に規定する建替前マンション（以下単に「建替前マンション」という。）又は告示第1項第2号イ(2)に規定する滅失マンション（以下「滅失マンション」という。）が既存不適格建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第3章（第3節及び第5節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、再生後マンションの延べ面積が当該建替前マンション若しくは当該滅失マンションの延べ面積以上であるマンション再生事業の施行者に対して、土地等（隣接施行敷地権に係るものに限る。）を譲渡する場合（別添2関係）

以下の要件のいずれにも該当するものであること。

- (イ) 建替前マンション又は滅失マンションが既存不適格建築物であること。
- (ロ) 当該マンション再生事業に係る再生後マンションが告示第1項第1号又は第2号に定める基準のいずれかに適合するものであること。
- (ハ) 再生後マンションの延べ面積が建替前マンション又は滅失マンションの延べ面積以上であること。

(2) マンション等売却事業に係る証明事務〔その1〕

マンション等売却事業における「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」(所得税)及び「土地の譲渡等がある場合の特別税率」(法人税)の適用に当たっては、法第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。)第58条第1項第6号若しくは第7号若しくは第2項第6号若しくは第7号に規定する計画(以下「認定除却等計画等」という。)に、次のイ又はロの場合に応じた以下の要件を満たしていることが分かる記載がある旨及び認定除却等計画等に記載されたマンション又は施設が建築又は整備される旨の貴職の証明が法第109条に規定するマンション等売却組合(以下単に「マンション等売却組合」という。)に対して必要となる(別添3・別添4関係)。

なお、マンション等売却組合は、税制上の特例措置の適用を受けようとする者に対して、当該証明があったこと及び法第121条第1項に規定する売渡し請求(以下「マンション等売却事業による売渡し請求」という。)又は法第141条第1項の認可を受けた分配金取得計画(以下「分配金取得計画」という。)に基づいて買い取った旨を証する必要がある(参考2関係)。(租税特別措置法第31条の2第2項第11号、第62条の3第4項第11号、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項第11号、同規則第21条の19第2項第11号、地方税法附則第34条の2第1項、第5項、地方税法施行規則附則第13条の3第1項)。

イ 告示第2項に規定する売却再建マンション(以下単に「売却再建マンション」という。)が建築される場合(別添3関係)

売却再建マンションの住戸が告示第2項又は第3項に定める基準(※)に適合するものであること。

(※) 告示抜粋

2 租税特別措置法施行令第二十条の二第九項及び第三十八条の四第十九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンション(以下この項及び次項において「売却再建マンション」という。)の住戸の規模の基準は、売却再建マンションの各戸の専有部分の床面積が、次の各号に掲げる住戸の区分に応じ、当該各号に定める値以上であることとする。

一 施行規則第五十八条第一項第六号又は第二項第六号に規定する計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、法第四条第二項第七号に規定する売却等マンション(第三号において単に「売却等マンション」という。)に現に居住する単身者の居住の用に供するもの 二十五平方メートル

二 前号の計画に記載された売却再建マンションの住戸であって、滅失した

- マンションで法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地の上に存していたもの（第四号において「滅失マンション」という。）にその滅失の時に
おいて居住していた単身者の居住の用に供するもの 二十五平方メートル
- 三 第一号の計画に記載された売却再建マンションの住戸であつて、売却等
マンションに現に居住する六十歳以上の者（単身者を除き、法第一百四十二条
第一項第三号に規定する分配金（次号において単に「分配金」という。）の
価額を考慮して、売却再建マンションの住戸の専有部分の床面積を四十平
方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都
道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供するもの 三十平方メー
トル
- 四 第一号の計画に記載された売却再建マンションの住戸であつて、滅失マ
ンションにその滅失の時に居住していた六十歳以上の者（単身者を
除き、分配金の価額を考慮して、売却再建マンションの住戸の専有部分の床
面積を四十平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困
難であると都道府県知事等が認める者に限る。）の居住の用に供するもの
三十平方メートル
- 五 前各号に掲げる住戸以外の住戸 四十平方メートル
- 3 前項の規定にかかわらず、住宅事情の実態により必要があると認められる
場合においては、同項の売却再建マンションの住戸の規模の基準を、同項各号
に定める値以下で都道府県知事等が定める値以上とすることができるものと
する。この場合においては、売却再建マンションの住戸の規模及び構造が次の
各号に掲げるものでなければならない。
- 一 売却再建マンションの各戸の専有部分の床面積の平均が、前項各号に掲
げる住戸の区分に応じ、当該各号に定める値以上であること。
- 二 売却再建マンションの住戸の構造が、各戸の界壁の配置の変更により、各
戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。
- ロ 法第4条第2項第7号に規定する売却等マンション（以下単に「売却等マンシ
ョン」という。）を除却した後の土地又は法第2条第1項第23号に規定する売却
敷地（以下単に「売却敷地」という。）に道路、公園、広場等の公共の用に供す
る施設等が整備される場合（別添4関係）
- 施設等が租税特別措置法施行規則第13条の3第6項第2号若しくは第3号又
は第21条の19第7項第2号若しくは第3号に掲げるものであること。
- 注：この場合、法第2条第1項第21号に規定する売却マンション又は売却敷
地を買い受けようとする者（買受人）は道路、公園、広場等の公共の用に
供する施設その他の施設の設置に係る地方公共団体の担当部局との事前
協議が必要となり、証明申請者（マンション等売却組合）は同部局からの
施設計画等適合証明（マンションを除却した後の土地又は売却敷地に新
たに整備する施設の計画が租税特別措置法施行規則第13条の3第6項第
2号若しくは第3号又は第21条の19第7項第2号若しくは第3号に掲
げる施設に適合することの証明）も必要となる（参考5関係）。当該証明
事務に際しては事前協議段階から部局間での情報共有を図る等留意する

こと。

(3) マンション等売却事業に係る証明事務〔その2〕

マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業における「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」(1,500万円特別控除)の適用に当たっては、マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業に係る売却等マンションが建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。以下単に「通行障害既存耐震不適格建築物」という。)に該当する旨、認定除却等計画等に新たに建築されるマンションに関する事項の記載がある旨及び当該マンションが新たに建築される旨の貴職の証明がマンション等売却組合に対して必要となる(別添5関係)。

なお、マンション等売却組合は、税制上の特例措置の適用を受けようとする者に対して、当該証明があったことを証する必要がある(参考7関係)。(租税特別措置法第34条の2第5項、第65条の4第5項、租税特別措置法施行規則第17条の2第1項第26号、第22条の5第1項第26号、地方税法附則第34条第1項、第4項、附則第35条第1項、第4項)。

注：この場合、証明申請者(マンション等売却組合)は通行障害既存耐震不適格建築物に係る都道府県又は市町村耐震改修計画担当部局からの証明も必要となる(参考8関係)。証明事務に際しては部局間での情報共有を図る等留意すること。

2 マンション再生事業の施行者等、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合等が受ける登記に係る登録免許税の免税(別添6～15関係)

(1) マンション再生事業に係る証明事務

マンション再生事業の施行者、法第58条第1項第2号、第5号若しくは第8号の再生後マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を与えられることとなるもの又は再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権若しくは法第2条第1項第13号に規定する再建敷地(以下単に「再建敷地」という。)の敷地共有持分等(法第5条第2項第2号に規定する敷地共有持分等をいう。以下同じ。)、隣接施行敷地権若しくは施行底地権につき担保権等の登記に係る権利を有する者がマンション再生事業に伴い受ける登記について、登録免許税の特例措置の適用を受けるためには、次に掲げる登記の種類に応じて、以下の事項につき、貴職の証明がマンション再生事業の施行者に対して必要となる(租税特別措置法第76条第1項、租税特別措置法施行令第42条の3第1項、第2項、租税特別措置法施行規則第28条第1項)。

イ 法第55条第1項に規定する権利変換手続開始の登記(別添6関係)

(イ) 当該登記がマンション再生事業に伴い受けるものであること。

(ロ) 当該登記を受ける者がマンション再生事業の施行者に該当すること。

(ハ) 当該登記が権利変換手続開始の登記に該当すること。

(ニ) マンション再生事業に係る再生後マンションの住戸の規模及び構造が告

示第1項第1号又は第2号に定める基準に適合するものであること。

ロ 法第5条第1項に規定するマンション再生組合（以下単に「マンション再生組合」という。）がマンション再生事業による売渡し請求又は買取り請求により取得する再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等の取得の登記（別添7関係）

（イ）当該登記がマンション再生事業に伴い受けるものであること。

（ロ）当該登記を受ける者がマンション再生組合に該当すること。

（ハ）当該登記がマンション再生事業による売渡し請求又は買取り請求により取得する再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等の取得の登記に該当すること。

（ニ）マンション再生事業に係る再生後マンションの住戸の規模及び構造が告示第1項第1号又は第2号に定める基準に適合するものであること。

ハ 法第74条第1項に規定する権利変換後の土地に関する権利（法第17条に規定する参加組合員が取得するものを除く。以下「権利変換後の土地に関する権利」という。）について必要な登記（別添8関係）

（イ）当該登記がマンション再生事業に伴い受けるものであること。

（ロ）マンション再生事業に係る再生後マンションの住戸の規模及び構造が告示第1項第1号又は第2号に定める基準に適合するものであること。

（ハ）次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項

A 当該登記を受ける者が、再生後マンションの敷地利用権を与えられるものである場合

（A）当該登記が権利変換後の土地に関する権利について必要な登記に該当すること。

（B）当該登記を受ける者が取得する権利変換後の土地の権利の価額に、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて計算した金額

① 当該登記を受ける者が法第58条第1項に規定する権利変換計画において当該登記に係る土地について旧権利（同項第2号の再生前マンションの敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、同項第5号の隣接施行敷地権又は同項第8号の施行底地権をいう。）を有する者として定められた者であり、かつ、当該旧権利の種別（所有権又は法第2条第1項第36号に規定する借地権（以下「借地権」という。）の別をいう。以下同じ。）と当該土地に関する権利の種別とが同一である場合

（当該土地に関する権利の持分の割合－当該旧権利の持分の割合）／当該土地に関する権利の持分の割合

注：当該旧権利がその者が単独で有する所有権若しくは借地権である場合又は分子が零を下回る場合には、零

② ①の場合以外の場合 1

B 当該登記を受ける者が、担保権等の登記に係る権利を有するものであ

る場合 当該登記が、権利変換後の土地に関する権利について必要な登記に該当すること。

(2) マンション等売却事業に係る証明事務

マンション等売却組合がマンション等売却事業に伴い受ける登記について、登録免許税の特例措置の適用を受けるためには、次に掲げる登記の種類に応じて、以下の事項につき、貴職の証明がマンション等売却組合に対して必要となる（租税特別措置法第 76 条第 2 項、租税特別措置法施行規則第 28 条第 2 項）。

イ マンション等売却組合がマンション等売却事業による売渡し請求により取得する売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等の取得の登記（別添 9 関係）

- (イ) 当該登記がマンション等売却事業に伴い受けるものであること。
- (ロ) 当該登記を受ける者がマンション等売却組合に該当すること。
- (ハ) 当該登記がマンション等売却事業による売渡し請求により取得する売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等の取得の登記に該当すること。

ロ 法第 140 条第 1 項に規定する分配金取得手続開始の登記（別添 10 関係）

- (イ) 当該登記がマンション等売却事業に伴い受けるものであること。
- (ロ) 当該登記を受ける者がマンション等売却組合に該当すること。
- (ハ) 当該登記が分配金取得手続開始の登記に該当すること。

ハ 法第 150 条第 1 項に規定する権利消滅期日後の売却等マンション及びその敷地又は売却敷地に関する権利について必要な登記（別添 11 関係）

- (イ) 当該登記がマンション等売却事業に伴い受けるものであること。
- (ロ) 当該登記を受ける者がマンション等売却組合に該当すること。
- (ハ) 当該登記が権利消滅期日後の売却等マンション及びその敷地に関する登記に該当すること。

(3) マンション除却事業に係る証明事務

法第 163 条の 2 に規定するマンション除却組合（以下単に「マンション除却組合」という。）がマンション除却事業に伴い受ける登記について、登録免許税の特例措置の適用を受けるためには、次に掲げる登記の種類に応じて、以下の事項につき、貴職の証明がマンション除却組合に対して必要となる（租税特別措置法第 76 条第 3 項、租税特別措置法施行規則第 28 条第 3 項）。

イ マンション除却組合が法第 163 条の 14 第 1 項の売渡し請求（以下「マンション除却事業による売渡し請求」という。）により取得する除却マンション（法第 2 条第 1 項第 26 号に規定する除却マンションをいう。以下同じ。）の区分所有権又は敷地利用権の取得の登記（別添 12 関係）

- (イ) 当該登記がマンション除却事業に伴い受けるものであること。
- (ロ) 当該登記を受ける者がマンション除却組合に該当すること。
- (ハ) 当該登記がマンション除却事業による売渡し請求により取得する除却マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記に該当すること。

- ロ 法第 163 条の 33 第 1 項に規定する補償金支払手続開始の登記(別添 13 関係)
 - (イ) 当該登記がマンション除却事業に伴い受けるものであること。
 - (ロ) 当該登記を受ける者がマンション除却組合に該当すること。
 - (ハ) 当該登記が補償金支払手続開始の登記に該当すること。

(4) 敷地分割事業に係る証明事務

法第 164 条に規定する敷地分割組合(以下単に「敷地分割組合」という。)、法第 191 条第 1 項第 2 号に規定する除却敷地持分(以下単に「除却敷地持分」という。)若しくは同項第 5 号に規定する非除却敷地持分等(以下単に「非除却敷地持分等」という。)を与えられることとなるもの又は法第 179 条に規定する分割実施敷地持分(以下単に「分割実施敷地持分」という。)について担保権等の登記に係る権利を有する者が敷地分割事業に伴い受ける登記について、登録免許税の特例措置の適用を受けるためには、次に掲げる登記の種類に応じて、以下の事項につき、貴職の証明が敷地分割事業の施行者に対して必要となる(租税特別措置法第 76 条第 4 項、租税特別措置法施行令第 42 条の 3 第 3 項、租税特別措置法施行規則第 28 条第 4 項)

イ 法第 189 条第 1 項に規定する敷地権利変換手続開始の登記(別添 14 関係)

- (イ) 当該登記が敷地分割事業に伴い受けるものであること。
- (ロ) 当該登記を受ける者が敷地分割組合に該当すること。
- (ハ) 当該登記が敷地権利変換手続開始の登記に該当すること。

ロ 法第 204 条第 1 項に規定する敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記(別添 15 関係)

- (イ) 当該登記が敷地分割事業に伴い受けるものであること。
- (ロ) 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項

A 当該登記を受ける者が、除却敷地持分若しくは非除却敷地持分等を与えられることとなる者である場合

次に掲げる場合に応じて次に定める事項

(A) 当該登記を受ける者が、除却敷地持分を与えられる者である場合

- ① 除却敷地持分の価額－分割実施敷地持分の価額
- ② 除却敷地持分の価額
- ③ ①の価額が②の価額のうちに占める割合

(B) 当該登記を受ける者が、非除却敷地持分等を与えられる者である場合

- ① 非除却敷地持分等の価額－分割実施敷地持分の価額
- ② 非除却敷地持分等の価額
- ③ ①の価額が②の価額のうちに占める割合

B 当該登記を受ける者が、担保権等の登記に係る権利を有する者である場合

当該登記が、法第 204 条第 1 項に規定する敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記に該当する旨

第2 その他

第1の税制上の特例措置の適用に当たって必要となるマンション再生事業の施行者、マンション等売却組合が資産を譲渡する者に対して行う証明に係る証明書等の様式例を参考として添付する。

(参考1) マンション再生事業用

資産の譲渡があった旨等の証明書（租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第62条の3第4項第10号〔軽減税率〕関係）

(参考2) マンション等売却事業用

資産の譲渡があった旨等の証明書（租税特別措置法第31条の2第2項第11号及び第62条の3第4項第11号〔軽減税率〕関係）

(参考3) マンション再生事業用

隣接施行敷地権に係る資産の譲渡があった旨等の証明書（租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第62条の3第4項第10号〔軽減税率〕関係）

(参考4) 共通

再生後・売却再建マンションに係る租税特別措置基準適合証明書（租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第11号、第62条の3第4項第10号及び第11号並びに第76条第1項〔軽減税率・登録免許税の免税〕関係）

(参考5) マンション等売却事業用

公共の用に供する施設その他の施設に係る施設計画等適合証明書（租税特別措置法第31条の2第2項第11号及び第62条の3第4項第11号〔軽減税率〕関係）

(参考6) マンション再生事業用

資産の譲渡があった旨、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第22条の8第25項各号のいずれか又は同令第39条の5第26項に該当する旨及び審査委員の過半数の確認を得た旨の証明書（租税特別措置法第34条の2第2項第22号及び第65条の4第1項第22号〔1,500万円控除〕関係）

(参考7) マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業用

資産の譲渡があった旨等の証明書（租税特別措置法第34条の2第2項第22号の2及び第65条の4第1項第22号の2〔1,500万円控除〕関係）

(参考8) マンション敷地売却事業又はマンション除却敷地売却事業用

通行障害既存耐震不適格建築物証明書（租税特別措置法第34条の2第2項第22号

の2及び第65条の4第1項第22号の2〔1,500万円控除〕関係)

以 上

(別添1)

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第62条の3第4項第10号〔軽減税率〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者（事業の施行者）

所在地又は住所

名称又は氏名

下記再生後マンションの住戸の規模がマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第15条第1項第1号又は同条第2項で定める基準のいずれかに該当するものであり、同項で定める基準に該当する場合にあっては、平成26年国土交通省告示第1183号（以下「告示」という。）に定める基準に適合することにつき、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第1項第10号イ又は第21条の19第2項第10号イの規定による証明を受けることを申請します。

記

1. 再生後マンションの所在地及び名称

2. 当該再生後マンションについて、

- | | |
|---|---|
| { | 1) 住戸の規模が施行規則第15条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであること。 |
| | 2) 施行規則第15条第2項の適用を受けるものであり、かつ、住戸の規模及び構造が告示第1項第2号に掲げる基準に適合するものであること。 |

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名

印

注 1) 都道府県知事の部分は、マンション再生事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。
2) 2. は1) 又は2) を○で囲むこと。
3) 本証明申請書を提出するに際しては、再生後マンションが2. に該当することを示す書面等を添付すること。

(別添2)

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第62条の3第4項第10号〔軽減税率、隣接施行敷地権〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者（事業の施行者）

所在地又は住所

名称又は氏名

下記建替前マンション又は滅失したマンションで再建敷地の上に存していたもの（以下「滅失マンション」という。）が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第8項又は第38条の4第18項に規定する建築物に該当すること、下記再生後マンションの延べ面積が当該建替前マンション又は当該滅失マンションの延べ面積以上であること、当該再生後マンションの住戸の規模がマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第15条第1項第1号又は第2項で定める基準のいずれかに該当すること、同項で定める基準に該当する場合には、平成26年国土交通省告示第1183号（以下「告示」という。）に定める基準に適合することにつき、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第1項第10号ロ又は第21条の19第2項第10号ロの規定による証明を受けることを申請します。

記

1. 建替前マンション又は滅失マンション及び再生後マンションの所在地及び名称（滅失マンションは所在地のみ）
2. 当該建替前マンション又は滅失マンションについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により同法第3章（第3節及び第5節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物であること。
3. 上記2.において当該建替前マンション又は滅失マンションが、建築基準法第86条の9第1項において準用する同法第3条第2項の規定により同法の規定（同法第3章（第3節及び第5節を除く。）の規定に限る。）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないこととなる場合にあっては、同法第86条の9第1項各号に掲げる事業の名称及び当該事業の施行等により当該建替前マンション又は滅失マンションの敷

地面積が減少することとなった時期

4. 延べ面積

再生後マンションの延べ面積	m ²
建替前マンション又は滅失マンションの延べ面積	m ²

5. 当該再生後マンションについて、

- {
- 1) 住戸の規模が施行規則第 15 条第 1 項第 1 号に定める基準に適合するものであること。
 - 2) 施行規則第 15 条第 2 項の適用を受けるものであり、かつ、住戸の規模及び構造が告示第 1 項第 2 号に定める基準に適合するものであること。
- }

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

-
- 注 1) 都道府県知事の部分は、マンション再生事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。
2) 5. は 1) 又は 2) を○で囲むこと。
3) 本証明申請書を都道府県知事（市の区域内で行われる場合にあっては市長）宛てに提出するに際しては、建替前マンション又は滅失マンションが 2. に該当すること及び再生後マンションが 5. に該当することを示す書面等を添付すること。
4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 9 第 1 項に掲げる事業の施行等により建替前マンション又は滅失マンションの敷地面積が減少することとなった時期とは、用地補償契約書における明渡期限をいう。

(別添3)

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第31条の2第2項第11号及び第62条の3第4項第11号〔軽減税率、マンション〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション等売却組合)

所在地

名称

売却等マンションを除却した後の土地又は売却敷地において新たに建築されるマンション(以下「売却再建マンション」という。)の住戸の基準が平成26年国土交通省告示第1183号(以下「告示」という。)に定める基準に適合することにつき、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第13条の3第1項第11号又は第21条の19第2項第11号の規定による証明を受けることを申請します。

記

1. 売却再建マンションの所在地及び名称
2. マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。)第58条第1項第6号若しくは第7号若しくは同条第2項第6号若しくは第7号に規定する計画(以下「認定除却等計画等」という。)に売却再建マンション(住戸が告示第2項又は第3項に規定する基準に適合するもの)に関する事項の記載があること。
3. 2. の売却再建マンションが建築されること。

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

注 1) 都道府県知事の部分は、マンション等売却事業が市の区域内で行われる場合にあつては市長に変更すること。
2) 本証明申請書を提出するに際しては、認定除却等計画等及び2. の売却再建マンションが建築されることを示す書面等を添付すること。

(別添4)

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第31条の2第2項第11号及び第62条の3第4項第11号

〔軽減税率、公共の用に供する施設等〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション等売却組合)

所在地

名称

売却等マンションを除却した後の土地又は売却敷地において新たに整備される施設が租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第6項第2号若しくは第3号又は第21条の19第7項第2号若しくは第3号に定める施設に該当することにつき、同規則第13条の3第1項第11号又は第21条の19第2項第11号の規定による証明を受けることを申請します。

記

1. 売却等マンションを除却した後の土地又は売却敷地に整備される施設の所在地及び名称
2. マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号）第58条第1項第7号若しくは第2項第7号に規定する計画（以下「認定除却等計画等」という。）に租税特別措置法施行規則第13条の3第6項第2号若しくは第3号又は第21条の19第7項第2号若しくは第3号に定める施設に関する事項の記載があること。
3. 2. の施設が整備されること。

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名

印

- 注 1) 都道府県知事の部分は、マンション等売却事業が市の区域内で行われる場合にあつては市長に変更すること。
 2) 証明申請書を提出するに際しては、認定除却等計画等及び2. の施設が整備されることを示す書面等を添付すること。
 3) 新たに整備される施設が設置に当たり許認可等を要するもの場合は、施設計画が現時点において設置の許認可等要件を満たしていることが都道府県又は市町村の担当部局により証明されている書面等を添付すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第34条の2第2項第22号の2及び第65条の4第1項第22号の2〔1,500万円控除〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション等売却組合)

所在地

名称

売却等マンションが通行障害既存耐震不適格建築物であること、及び当該売却等マンションを除却した後の土地において新たにマンションが建築されることにつき、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第17条の2第1項第26号又は第22条の5第1項第26号の規定による証明を受けることを申請します。

記

1. 売却等マンションの所在地及び名称
2. 売却等マンションが通行障害既存耐震不適格建築物であること。
3. マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号)第58条第1項第7号若しくは第2項第7号に規定する計画(以下「認定除却等計画等」という。)に、売却等マンションを除却した後の土地において新たに建築されるマンション(以下「売却再建マンション」という。)に関する事項の記載があること。
4. 売却等マンションを除却した後の土地において売却再建マンションが建築されること。

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名

印

注 1) 都道府県知事の部分は、マンション等売却事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。
2) 証明申請書を提出するに際しては、売却等マンションが通行障害既存耐震不適格建築物に該当することを示す書面、認定除却等計画等及び売却等マンションを除却した後の土地において売却再建マンションが建築されることを示す書面等を添付すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第76条第1項第1号〔登録免許税の免税〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者（事業の施行者）

所在地又は住所

名称又は氏名

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第76条第1項の規定の適用を受けたいので、別紙の再生前マンションの区分所有権及び敷地利用権並びに再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権並びに施行底地権に係る権利変換手続開始の登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第76条第1項に規定するマンション再生事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項に規定する施行者に該当すること。
3. 当該登記が、同項第1号の登記に該当すること。
4. 当該マンション再生事業に係る再生後マンションの住戸の規模及び構造が、平成26年国土交通省告示第1183号に定める基準に適合するものであること。

(別紙)

・申請者

所在地又は住所	
名称又は氏名	

・再生前マンション

一棟の建物の表示

所 在	建 物 の 名 称

・敷地利用権の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

・専有部分の建物の表示

家屋番号	種類	構造	床面積	土地の 符号	敷地権の種類	敷地権の割合
				1		
				2		

・再建敷地の敷地共有持分等の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

(注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。

2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

・隣接施行敷地権の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

・施行底地権の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

(注) いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。

.....

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

-
- 注 1) 都道府県知事の部分は、マンション再生事業が市の区域内で行われる場合にあつては市長に変更すること。
2) 隣接施行敷地権又は施行底地権の目的たる土地の表示は、隣接施行敷地権又は施行底地権を権利変換の対象とする場合のみ記入すること。
3) 証明申請書を都道府県知事（市の区域内で行われる場合にあつては市長）宛てに提出するに際しては、再生後マンションが4.に該当することを示す書面等を添付すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第76条第1項第2号〔登録免許税の免税〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション再生組合)

所在地

名称

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第76条第1項の規定の適用を受けたいので、別紙の再生前マンションの区分所有権及び敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等の取得の登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第76条第1項に規定するマンション再生事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項第2号に規定する組合に該当すること。
3. 当該登記が、同項第2号の登記に該当すること。
4. 当該マンション再生事業に係る再生後マンションの住戸の規模及び構造が、平成26年国土交通省告示第1183号に定める基準に適合するものであること。

(別紙)

・申請者

所 在 地	
名 称	

・再生前マンション

一棟の建物の表示

所 在	建 物 の 名 称

・敷地利用権の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

・専有部分の建物の表示

家屋番号	種類	構造	床面積	土地の 符号	敷地権の種類	敷地権の割合
				1		
				2		

・再建敷地の敷地共有持分等の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

- (注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。
 2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

.....
 番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

-
- 注 1) 都道府県知事の部分は、マンション再生事業が市の区域内で行われる場合にあつては市長に変更すること。
 2) 本証明申請書を都道府県知事（市の区域内で行われる場合にあつては市長）宛てに提出するに際しては、再生後マンションが4.に該当することを示す書面等を添付すること。

(別添 8)

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第 76 条第 1 項第 3 号 [登録免許税の免税] 関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (事業の施行者)

所在地又は住所

名称又は氏名

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 76 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、別紙の権利変換後の土地に関する権利について必要な登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第 76 条第 1 項に規定するマンション再生事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記が、同項第 3 号の登記に該当すること。
3. 別紙に記載する当該登記を受ける者に係る租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 第 42 条の 3 第 2 項の金額 (A) が別紙のとおりであること。
4. 当該マンション再生事業に係る再生後マンションの住戸の規模及び構造が、平成 26 年国土交通省告示第 1183 号に定める基準に適合するものであること。

(別紙)

・権利変換後の土地の表示

所在	地番	地目	地積	権利の種類

(注) いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。

- ・租税特別措置法第 76 条第 1 項第 3 号の権利変換後の土地の固定資産税評価額
金 (B) 円

- ・当該登記を受ける者の名称又は氏名及び所在地又は住所、その者が有する旧権利（租税特別措置法施行令第42条の3第2項第1号に規定する旧権利をいう。）の種別（同号に規定する種別をいう。）、当該旧権利の持分の割合、権利変換後の土地に関する権利の種別、当該土地に関する権利の持分の割合並びにAの金額

当該登記を受ける者の名称又は氏名	所在地又は住所	旧権利の種別	権利変換後の土地に関する権利の種別	権利変換後の土地に関する権利の持分割合(C)	【種別が同一である場合に記載】旧権利の持分割合(D)	Aの金額

(注) Aの金額は、登記を受ける土地ごとに計算し、以下の場合の区分に応じそれぞれ以下のとおり計算する。

- ① 登記を受ける者が当該登記を受ける土地について旧権利を有しており、かつ、当該旧権利の種別と権利変換後の土地に関する権利の種別が同一である場合 $A = B \times C - B \times D$
 ※ 当該旧権利がその者が単独で有する所有権若しくは借地権である場合又は上記の計算結果が負となる場合 ($C < D$ の場合) のAの金額は、0とする。
- ② ①以外の場合 $A = B \times C$

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

- 注 1) 都道府県知事の部分は、マンション再生事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。
 2) 当該登記を受ける別紙の申請人が、租税特別措置法第76条第1項に規定する担保権等の登記に係る権利を有するものである場合、証明事項は1.、2.、及び4.となるため、3.は二重線等で抹消する。
 3) 証明申請書を都道府県知事（市の区域内で行われる場合にあっては市長）宛てに提出するに際しては、再生後マンションが4.に該当することを示す書面等を添付すること。

(別添9)

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第76条第2項第1号〔登録免許税の免税〕関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション等売却組合)

所在地

名称

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第76条第2項の規定の適用を受けたいので、別紙の売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等の取得の登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第76条第2項に規定するマンション等売却事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項に規定するマンション等売却組合に該当すること。
3. 当該登記が、同項第1号の登記に該当すること。

(別紙)

・申請者

所在地	
名称	

・売却等マンション

一棟の建物の表示

所 在	建 物 の 名 称

・敷地利用権の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

・専有部分の建物の表示

家屋番号	種類	構造	床面積	土地の 符号	敷地権の種類	敷地権の割合
				1		
				2		

・売却敷地の敷地共有持分等の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

- (注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。
 2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

.....

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

注) 都道府県知事の部分は、マンション等売却事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第 76 条第 2 項第 2 号 [登録免許税の免税] 関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション等売却組合)

所在地

名称

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 76 条第 2 項の規定の適用を受けたいので、別紙の売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等に係る分配金取得手続開始の登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第 76 条第 2 項に規定するマンション等売却事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項に規定するマンション等売却組合に該当すること。
3. 当該登記が、同項第 2 号の登記に該当すること。

(別紙)

・申請者

所 在 地	
名 称	

・売却等マンション

一棟の建物の表示

所 在	建 物 の 名 称

・敷地利用権の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

・専有部分の建物の表示

家屋番号	種類	構造	床面積	土地の 符号	敷地権の種類	敷地権の割合
				1		
				2		

・売却敷地の敷地共有持分等の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

- (注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。
 2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

.....

番号
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事
氏 名 印

注) 都道府県知事の部分は、マンション等売却事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。

(別添 11)

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第 76 条第 2 項第 3 号 [登録免許税の免税] 関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション等売却組合)

所在地

名称

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 76 条第 2 項の規定の適用を受けたいので、別紙の権利消滅期日後の売却等マンション及びその敷地又は売却敷地に関する権利について必要な登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記は、租税特別措置法第 76 条第 2 項に規定するマンション等売却事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項に規定するマンション等売却組合に該当すること。
3. 当該登記が、同項第 3 号の登記に該当すること。

(別紙)

・申請者

所 在 地	
名 称	

・売却等マンション

一棟の建物の表示

所	在	建 物 の 名 称

・敷地利用権の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

・専有部分の建物の表示

家屋番号	種類	構造	床面積	土地の 符号	敷地権の種類	敷地権の割合
				1		
				2		

・売却敷地の目的たる土地の表示

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

- (注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。
 2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

.....

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

注) 都道府県知事の部分は、マンション等売却事業が市の区域内で行われる場合にあっては市長に変更すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第 76 条第 3 項第 1 号 [登録免許税の免税] 関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション除却組合)

所在地

名称

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 76 条第 3 項の規定の適用を受けたいので、別紙の除却マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得に係る登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第 76 条第 3 項に規定するマンション除却事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項に規定するマンション除却組合に該当すること。
3. 当該登記が、同項第 1 号の登記に該当すること。

(別紙)

・申請者

所在地	
名称	

・除却マンション

一棟の建物の表示

所在地	建物の名称

・敷地利用権の目的たる土地の表示

土地の符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類

1					
2					

・専有部分の建物の表示

家屋番号	種類	構造	床面積	土地の 符号	敷地権の 種類	敷地権の 割合
				1		
				2		

- (注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。
 2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

.....

番号
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事
氏 名 印

注) 都道府県知事の部分は、マンション除却事業が市の区域内で行われる場合にあつては市長に変更すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第 76 条第 3 項第 2 号 [登録免許税の免税] 関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (マンション除却組合)

所在地

名称

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 76 条第 3 項の規定の適用を受けたいので、別紙の除却マンションの区分所有権に係る補償金支払手続開始の登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第 76 条第 3 項に規定するマンション除却事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項に規定するマンション除却組合に該当すること。
3. 当該登記が、同項第 2 号の登記に該当すること。

(別紙)

・申請者

所在地	
名称	

・除却マンション

一棟の建物の表示

所在地	建物の名称

・専有部分の建物の表示

家屋番号	種類	構造	床面積
------	----	----	-----

- (注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。
2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

.....

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

注) 都道府県知事の部分は、マンション除却事業が市の区域内で行われる場合にあつては市長に変更すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第 76 条第 4 項第 1 号 [登録免許税の免税] 関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (敷地分割組合)

所在地

名称

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 76 条第 4 項の規定の適用を受けたいので、別紙の分割実施敷地持分に係る敷地権利変換手続開始の登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第 76 条第 4 項に規定する敷地分割事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記を受ける別紙の申請者が、同項に規定する敷地分割組合に該当すること。
3. 当該登記が、同項第 1 号の登記に該当すること。

(別紙)

・申請者

所在地	
名称	

・分割実施敷地持分の目的たる土地の表示 (専有部分のない建物の場合)

所在	地番	地目	地積

・団地内建物

建物の表示（専有部分のない建物の場合）

所在	家屋番号	種類	構造	床面積

・団地内建物

一棟の建物の表示（専有部分のある建物の場合）

所 在	建 物 の 名 称

・分割実施敷地持分の目的たる土地の表示（専有部分のある建物の場合）

土地の 符号	所在	地番	地目	地積	権利の種類
1					
2					

専有部分の建物の表示（専有部分のある建物の場合）

家屋番号	種類	構造	床面積	土地の 符号	敷地権の種類	敷地権の割合
				1		
				2		

(注) 1 いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。

2 一棟の建物の名称がない場合は、一棟の建物の構造及び床面積を記載する。

.....

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

注) 都道府県知事の部分は、敷地分割事業が市の区域内で行われる場合によっては市長に変更すること。

租 税 特 別 措 置 法 適 用 証 明 申 請 書

(租税特別措置法第 76 条第 4 項第 2 号 [登録免許税の免税] 関係)

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 (敷地分割組合)

所在地又は住所

名称又は氏名

租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 76 条第 4 項の規定の適用を受けたいので、別紙の敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記は、下記のとおり同項の規定に該当するものであることを証明願います。

記

1. 当該登記が、租税特別措置法第 76 条第 4 項に規定する敷地分割事業に伴い受けるものであること。
2. 当該登記が、同項第 2 号の登記に該当すること。
3. 当該登記を受ける者に係る租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号) 第 42 条の 3 第 3 項第 1 号に定める価額又は同項第 2 号に定める価額が以下のとおりであること。
金 円
4. 当該登記を受ける者が与えられることとなる当該除却敷地持分の価額又は当該非除却敷地持分等の価額が以下のとおりであること。
金 円
5. 3. の価額が 4. の価額のうちに占める割合

(別紙)

- ・登記を受ける者（※ 区分所有者について一覧的に記載）

所在地又は住所	
名称又は氏名	

- ・敷地権利変換後の土地の表示

所在	地番	地目	地積	権利の種類

(注) いずれも登記記録の記載に合わせて記載する。

.....

番号

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

都道府県知事

氏 名 印

注 1) 都道府県知事の部分は、敷地分割事業が市の区域内で行われる場合にあつては市長に変更すること。
2) 当該登記を受ける者が、租税特別措置法第76条第4項に規定する担保権等の登記に係る権利を有するものである場合、証明事項は1.及び2.となるため、3.、4.及び5.は二重線で抹消する。

資産の譲渡があった旨等の証明書

(租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第62条の3第4項第10号〔軽減税率〕関係)

年 月 日

資産の譲渡者

住所

氏名

事業の施行者

所在地又は住所

名称又は氏名

下記1の資産が、

- ① マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第56条第1項の規定による権利変換を希望しない旨の申出に基づき買い取ったものであること。
- ② マンションの再生等の円滑化に関する法律第15条第1項又は第64条第1項若しくは第3項の規定に基づき買い取ったものであること。
- ③ 隣接施行敷地権及び施行底地権に係るものでないこと。

及び

下記2の再生後マンションの住戸の基準が、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第1項第10号イ又は第21条の19第2項第10号イの規定による都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の証明（番号

・ 年 月 日）を受けていることを証明いたします。

記

1. 再生前マンション又は再建敷地

(1) 名称（再生前マンションのみ）

(2) 権利変換計画認可年月日

(3) 権利変換期日

資産の所在地	資産の種類	買取等の区分	買取等の価額
--------	-------	--------	--------

			円
--	--	--	---

2. 再生後マンション

名称

-
- 注 1) 本文において、資産の譲渡に際しての根拠条項に応じ、①又は②を○で囲むこと。
- 2) 本文において、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）による証明に係る証明書の番号及び証明年月日をカッコ欄に記載すること。
- 3) 上記1.（3）において、資産の種類欄には「区分所有権」、「敷地利用権」又は「敷地共有持分等」の別を、買取等の区分欄には「権利変換を希望しない旨の申出」、「売渡し請求」又は「買取り請求」の別を記載すること。

資産の譲渡があった旨等の証明書

(租税特別措置法第31条の2第2項第11号及び第62条の3第4項第11号〔軽減税率〕関係)

年 月 日

資産の譲渡者

住所

氏名

マンション等売却組合

所在地

名称

1. 下記1.の資産が

- ① マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第121条第1項の規定に基づき買い取ったものであること。
- ② マンションの再生等の円滑化に関する法律第141条第1項の規定による認可を受けた分配金取得計画に基づき買い取ったものであること。

2. 下記2.のマンションの再生等の円滑化に関する法律第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第58条第1項第6号若しくは第7号若しくは第2項第6号若しくは第7号に規定する計画（以下「認定除却等計画等」という。）の記載事項が

- ① 売却等マンションを除却した後の土地又は売却敷地に新たに建築されるマンション（住戸が告示第2項又は第3項に定める基準に適合するもの。以下「売却再建マンション」という。）に関する事項であること及び当該売却再建マンションが建築されること。
- ② 売却等マンションを除却した後の土地又は売却敷地において整備される道路、公園、広場等の公共の用に供する施設その他の施設（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第6項第2号若しくは第3号又は第21条の19第7項第2号若しくは第3号に掲げるもの。以下「公共の用に供する施設等」という。）に関する事項であること及び当該公共の用に供する施設等が整備されること。

について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項第11号又は第21条の19第2項第11号の規定に基づく都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）に

隣接施行敷地権に係る資産の譲渡があった旨等の証明書

(租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第62条の3第4項第10号〔軽減税率〕関係)

年 月 日

資産の譲渡者

住所

氏名

事業の施行者

所在地又は住所

名称又は氏名

1. 建替前マンション又は滅失したマンションで再建敷地の上に存していたもの（以下「滅失マンション」という。）が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第8項又は第38条の4第18項に規定する建築物に該当することにつき都道府県知事（市の区域内にあっては当該市の長。以下同じ。）の証明を受けたこと（別添）。
2. 再生後マンションの延べ面積が当該建替前マンション又は当該滅失マンションで再建敷地の上に存していたものの延べ面積以上であることにつき、都道府県知事の証明を受けたこと（別添）。
3. 当該再生後マンションについて、住戸の規模が施行規則第15条第1項第1号に定める基準に適合するものであること又は施行規則第15条第2項の適用を受けるもので、住戸の規模及び構造が平成26年国土交通省告示第1183号第1項第2号に定める基準に適合するものであることにつき都道府県知事の証明を受けたこと（別添）。
4. 下記資産は、隣接施行敷地権に係るものであり、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第75条の補償金として支払ったものであることを証明いたします。

記

資産の所在地	資産の種類	補償金の価額
		円

摘要

- ①建替前マンションの名称
- ②権利変換計画認可年月日
- ③権利変換期日

共通

(参考4)

再生後
売却再建

マンションに係る租税特別措置基準適合証明書

(租税特別措置法第31条の2第2項第10号及び第11号、第62条の3第4項第10号及び第11号並びに第76条第1項【軽減税率・登録免許税の免税】関係)

証明申請者	所在地又は住所 名称又は氏名				
所在地					
住戸の戸数					
住戸の床面積の平均の値	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
認可権者名、認可日、認可番号					

上記の建物が、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1項第10号に規定するマンション再生事業に係る同項第14号に規定する再生後マンション（以下単に「再生後マンション」という。）又は同法第4条第2項第6号に規定するマンション等売却事業に係る同項第7号に規定する売却等マンションを除却した後の土地若しくは同法第2条第1項第23号に規定する売却敷地に新たに建築されるマンション（以下「売却再建マンション」という。）であり、平成26年国土交通省告示第1183号（以下「告示」という。）に定める基準に適合することを証明します。

年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称				
	一級建築士又は二級建築士の別			登録番号	
		登録を受けた都道府県名(二級建築士の場合)			
	指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	住所			
指定・登録年月日及び指定・登録番号					
指定をした者(指定確認検査機関の場合)					
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称				
	所在地				
	一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別				
指定確認検査機関が証明を行った場合の確認を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士又は二級建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名(二級建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号		
登録を受けた地方整備局等名					
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の確認を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士又は二級建築士の別	登録番号		
			登録を受けた都道府県名(二級建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付			
合格通知番号又は合格証書番号					

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 標題の「再生後」又は「売却再建」は該当するものにレ点を付すこと。
- 2 「証明申請者」の「所在地又は住所」及び「名称又は氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の所在地又は住所並びに名称又は氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 3 「所在地」の欄には、再生後マンション又は売却再建マンションの所在地（地番）を記載すること。
- 4 「住戸の戸数」の欄には、当該再生後マンション又は売却再建マンションの住戸の数について記載すること。
- 5 「住戸の床面積の平均の値」欄の「(1)」欄から「(5)」欄までには、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 116 号）第 15 条第 2 項及び告示第 3 項に定める住宅事情の実態により必要があると認められ、都道府県知事等が面積を定める場合において、告示第 1 項第 2 号イ又は第 3 項第 2 号に定める住戸について、各々の床面積の平均の値を記載すること。
- 6 「認可権者名、認可日、認可番号」の欄には、マンションの再生等の円滑化に関する法律第 9 条第 1 項、第 45 条第 1 項又は第 113 条第 1 項に規定する認可を行った認可権者名、認可の行われた日及び認可番号を記すこと。
- 7 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、当該再生後マンション又は売却再建マンションが告示に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた名称（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を記載するものとする。
 - (2) 「一級建築士又は二級建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」又は「二級建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士又は二級建築士が証明することのできる再生後マンション又は売却再建マンションは、それぞれ建築士法第 3 条又は第 3 条の 2 に規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第 5 条の 2 の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - (4) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (5) 「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「住所」、「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた住所（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、登録を受けた年月日及び登録番号を記載するものとする。
- 8 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別並びに登録年月日

及び登録番号を記載すること。

- 9 「指定確認検査機関が証明を行った場合の確認を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該再生後マンション又は売却再建マンションが告示に定める基準に適合するものであることにつき確認を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士又は二級建築士の別」の欄には、確認を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」又は「二級建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士又は二級建築士が確認することのできる再生後マンション又は売却再建マンションは、それぞれ建築士法第3条又は第3条の2に規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 10 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の確認を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該再生後マンション又は売却再建マンションが平成26年国土交通省告示第1183号に定める基準に適合するものであることにつき確認を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第6条より通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士又は二級建築士の別」の欄には、確認を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」又は「二級建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士又は二級建築士が確認することのできる再生後マンション又は売却再建マンションは、それぞれ建築士法第3条又は第3条の2に規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

(参考5)

公共の用に供する施設その他の施設に係る施設計画等適合証明書

(租税特別措置法第31条の2第2項第11号及び第62条の3第4項第11号〔軽減税率〕関係)

1. 証明申請者

マンション等売却組合名	
所在地	
売却等マンション又は売却敷地の所在地	
認可権者名、認可日、認可番号	

2. 認定除却等計画等（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号）第58条第1項第7号若しくは第2項第7号に規定する計画）

買受人の氏名又は名称	
買受人の所在地又は住所	
認定除却等計画の認定権者名、認定日、認定番号	
売却等マンションを除却した後の土地又は売却敷地に新たに整備する公共の用に供する施設その他の施設	

上記2.の売却等マンションを除却した後の土地又は売却敷地に新たに整備する施設の計画が、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第6項第2号若しくは第3号又は第21条の19第7項第2号若しくは第3号に掲げる施設に適合することを証明します。

番号

年 月 日

氏 名

印

備考

1. の「認可権者名、認可日、認可番号」の欄には、マンションの再生等の円滑化に関する法律第113条第1項に規定する認可を行った認可権者名、認可の行われた日及び認可番号を記すこと。
2. の「認定除却等計画の認定権者名、認定日、認定番号」の欄には、同法第104条第1項に規定する認定を行った認定権者名、認定の行われた日及び認定番号を記すこと。（認定除却等計画の場合のみ記載すること。）
3. 証明は都道府県又は市町村の施設設置に係る事務等を行う担当部局が行うものとし、設置にあたり許認可等を要する施設の場合にあっては計画に係る事前協議、審査等を経て行うこと。

(参考6)

資産の譲渡があった旨、租税特別措置法施行令第22条の8第25項各号のいずれか又は同令第39条の5第26項に該当する旨及び審査委員の過半数の確認を得た旨の証明書

(租税特別措置法第34条の2第2項第22号及び第65条の4第1項第22号〔1,500万円控除〕関係)

年 月 日

資産の譲渡者

住所

氏名

事業の施行者

所在地又は住所

名称又は氏名

下記資産は、

1. マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第56条第1項の規定による権利変換を希望しない旨の申出に基づき買い取ったものであり、当該資産が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第22条の8第25項各号のいずれか又は同令第39条の5第26項に該当することにつき審査委員の過半数の確認を得たこと。
2. マンションの再生等の円滑化に関する法律第15条第1項又は第64条第1項若しくは第3項の規定に基づき買い取ったものであり、当該資産が租税特別措置法施行令第22条の8第25項各号のいずれか又は同令第39条の5第26項に該当することにつき審査委員の過半数の確認を得たこと。

を証明いたします。

記

資産の所在地	資産の種類	買取等の区分	買取等の価額
			円

摘要

- ①再生前マンションの名称
- ②権利変換計画認可年月日
- ③権利変換期日

注 1) 資産の譲渡に際しての根拠条項に応じ、1.又は2.を○で囲むこと。
 2) 資産の種類欄には「区分所有権」、「敷地利用権」又は「敷地共有持分等」の別を、買取等の区分欄には「権利変換等を希望しない旨の申出」、「売渡し請求」又は「買取り請求」の別を記載すること。

資産の譲渡があった旨等の証明書

(租税特別措置法第34条の2第2項第22号の2及び第65条の4第1項第22号の2〔1,500万円控除〕関係)

年 月 日

資産の譲渡者

住所

氏名

マンション等売却組合

所在地

名称

下記1.の資産が、通行障害既存耐震不適格建築物に該当し、

- ① マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第141条第1項の規定による認可を受けた分配金取得計画に基づき買い取ったものであること。
- ② マンションの再生等の円滑化に関する法律第121条第1項の規定に基づき買い取ったものであること。

及び

下記2.のマンションの再生等の円滑化に関する法律第107条に規定する認定除却等計画又はマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号)第58条第1項第7号若しくは第2項第7号に規定する計画（以下「認定除却等計画等」という。）に売却等マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションに関する事項が記載されており、当該マンションが新たに建築されることについて、租税特別措置法施行規則第17条の2第1項第26号又は第22条の5第1項第26号の規定に基づく都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）による証明（番号 ・ 年 月 日）を受けていることを証明いたします。

記

1. 売却等マンション

(1) 名称

(2) 分配金取得計画認可年月日

(3) 権利消滅期日

資産の所在地	資産の種類	買取等の区分	買取等の価額
			円

2. 認定除却等計画等に記載されている事項

売却等マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンション
名称

-
- 注 1) 本文において、資産の譲渡に際しての根拠条項に応じ、①又は②を○で囲むこと。
2) 本文において、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）による証明に係る証明書の番号及び証明年月日をカッコ欄に記載すること。
3) 上記1. (3)において、資産の種類欄には「区分所有権」又は「敷地利用権」の別を、買取等の区分欄には「権利の帰属」又は「売渡し請求」の別を記載すること。

通行障害既存耐震不適格建築物証明書

(租税特別措置法第34条の2第2項第22号の2及び第65条の4第1項第22号の2〔1,500万円控除〕関係)

証明申請者

マンション等売却組合名	
所在地	
売却等マンションの所在地	
認可権者名、認可日、認可番号	

.....

上記の売却等マンションが、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物(同法第7条第2号又は第3号に掲げる建築物であるものに限る。)に該当することを証明します。

番号

年 月 日

氏 名

印

備考

- 1 証明申請者の「認可権者名、認可日、認可番号」の欄には、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第113条第1項に規定する認可を行った認可権者名、認可の行われた日及び認可番号を記すこと。
- 2 証明は都道府県又は市町村の耐震改修計画担当部局が行うこと。